

レーザー級・レーザーラジアル級・RS : X 級男子、女子

2008 年度ナショナルチーム選考レース

期日：平成 19 年 12 月 4 日（火）～9 日（日）予備日 10 日（月）

主催団体：（財）日本セーリング連盟

運営主体：神奈川県セーリング連盟

会場：葉山港

帆走指示書

1 . 適用規則

本大会は「セーリング競技規則 2005 - 2008」（以下「規則」という）に定義された規則およびクラス規則を適用する。ただし、これらの規則等が矛盾する場合はこの帆走指示書を優先させる。

2 . 競技者への通告

競技者への通告は、ハーバー内に設置された公式掲示板に掲示される。この場合ハーバー内に設置された信号柱に、L 旗を掲揚するとともに音響信号一声を発する。

3 . 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の各クラスの予告信号 60 分前までに公式掲示板に掲示される。ただし、レース日程の変更はそれが発効する前日の 18 時までに掲示される。

4 . 陸上で発する信号

4.1 陸上で発する信号はハーバー内に設置された信号柱に掲揚される。

4.2 AP 旗が陸上で掲揚された場合は、レース信号回答旗の中の「1 分」を 40 分以降に置き換える。

5 . レースの日程

5.1

12月4日(火)	10:00 ~ 16:00	受付・計測・記者発表
12月5日(水)	8:30 ~ 10:00	受付・計測
	10:30	開会式・スキッパーズミーティング
	12:55	最初のクラスの第1レース予告信号 引き続きレース
12月6日(木)	9:55	その日の最初のレース予告信号 引き続きレース
12月7日(金)	9:55	その日の最初のレース予告信号 引き続きレース
12月8日(土)	9:55	その日の最初のレース予告信号 引き続きレース
12月9日(日)	9:55	その日の最初のレース予告信号 引き続きレース
	16:00	閉会式(成績発表)
12月10日(月)		予備日

尚、10日の予備日を含め、日程の変更はそのレースが実施される前日の18時以前に発表される。

- 5.2 1日で行なうレースは、最大3レースとする。
- 5.3 各クラスのスタート順番を、変更する場合がある。
- 5.4 毎日、その日のレースの前にコーチ・選手ミーティングを行なう。
ミーティングの時間は公式掲示板に掲示する。

6 . レース数及びレースの成立

- 6.1 レーザー級、レーザーラジアル級及びRS:X級の各クラス共に、12レースを予定する。
大会が成立する為にはレーザー級、レーザーラジアル級及びRS:X級の各クラス共に5レース以上で成立する。
- 6.2 レーザー級、レーザーラジアル級及びRS:X級の各クラス共に、12月9日までに5レースができない場合は、予備日を使い5レースまで実施する。
- 6.3 1日に実施するレースは、最大3レースとする。但しその場合、RS:X級は2レース終了後に一旦ハーバーに戻り、その後レースを行なう。
- 6.4 各クラス最終日のスタートは、14:01以降のスタートは行わない。但し予定通のスケジュールでレースが実施できず予備日を使用する場合は、SI6.2を優先して実施される。

7 . クラス旗

レーザー級	レーザー旗
レーザーラジアル級	レーザーラジアル旗
RS : X 級男子	白地に RS : X の文字
RS : X 級女子	黄色地に RS : X の文字

8 . レースエリア

葉山港沖とする。レースエリアの位置は、大会期間中公式掲示板にて掲示する。

9 . コース

9.1 別添図に通過すべきマークの順序、各マークの通過する側を示す。(資料1)

9.2 各クラスのコース旗(数字旗)は予告信号掲揚と同時に掲揚し、準備信号降下と同時に降下される。

10 . マーク

10.1 各マークは1,2,3及び4は黄色の円筒形の膨張式マークを使用する。

10.2 スタート・マークは、オレンジ色円筒形の膨張式のマークを使用する。

10.3 フィニッシュ・マークは、オレンジ色に2本の黒色ラインが入った円筒形のマークを使用する。

10.4 次のコースの変更で新しいマークを設置する場合、黄色の三角型マークを設置する。

11 . スタート

11.1 スタートは規則26を適用する。

11.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるレース・コミッティー・シグナル・ボートのオレンジ色の旗を掲揚しているポールと、ボートの端となるスタート・マークの間とする。

11.3 予告信号が発せられていないクラスの艇はスタート・エリアを回避しなければならない。

11.4 スタート信号後、4分を越えてスタートした艇はDNSと記録される。
これは、規則A4.1を変更するものである。

11.5 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるためレース・コミッティーシグナル・ボート以外にレース・コミッティー・ボートにも第1代表旗を掲げる場合がある。ただし、その場合、音響信号は発せられない。また、レース・コミッティー・ボートが行なう第1代表旗の降下については、競技規則レース信号『予告信号は降下の1分後に発せられる。』の意味は持たないものとする。

- 11.6 レース・コミッティー・シグナル・ボートは、予告信号までに最初のマークのコンパス方位を掲示する。
- 11.7 レーザー級、レーザーラジアル級、RS:X男子、女子それぞれのクラスでスタートすることとする。

12 . コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更については、RRS33に基づく。ただし、レグの距離に関しては、大幅な変更が生じなければ、+及び-の表示はしない。
これは、規則33を変更するものである。

13 . フィニッシュ・ライン

フィニッシュ・ラインは、レース・コミッティー・ボートのブルー旗を掲揚しているポール若しくはマストと、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークとの間とする。

14 . ペナルティー方式

規則42違反に対しては、付則Pを適用する。

15 . タイムリミット

- 15.1 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇はDNFと記録される。この項は、規則35と規則A4.1を変更している。
- 15.2 RS:X級においては、第1マークをトップ艇が15分以上経過した場合はレースを中止する。
- 15.3 レーザー級及びレーザーラジアル級は、4レグ以上を帆走した場合、レースは成立するものとする。

16 . 抗議と救済の要求

- 16.1 抗議書は、レースオフィスで入手できる。抗議は抗議締め切り時刻内にレースオフィスに提出されなければならない。
- 16.2 抗議締め切り時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後、60分とする。同じ抗議締め切り時刻をレース委員会とプロテスト委員会のジュリーによる、レースエリアで目撃したケースに対する抗議及び救済の要求に適用する。尚、抗議締め切り時刻は公式掲示板に掲示される。この項は、規則61.3と62.2を変更している。
- 16.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。

- 16.4 規則 42 の違反を認めたら、またはプロテスト委員会により失格とされた艇の一覧は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に掲示される。
- 16.5 プロテスト委員会は、ほぼ受け付け順に審問を行う。競技者への審問時刻、場所、当事者及び証人として指名された者への通告は、抗議締め切り時刻後に、できるだけ速やかに公式掲示板に掲示する。
- 16.6 指示.11.4 , 18 , 19 , 21 , 23 , 違反は艇の抗議の根拠とならない。
これは、規則 61.1 (a) を変更するものである。これらの違反に対してはプロテスト委員会の裁量によるペナルティーが課せられることがある。
- 16.7 規則 66 に基づく審問の再開は、判決を通告された日の 30 分 以内とする。
これは、規則 66 を変更するものである。
- 16.8 プロテスト委員会の判決は、日本セーリング連盟規程 3.3 に基づき、これをもって最終とする。

17 . 得点

- 17.1 レーザー級、レーザーラジアル級及び RS : X 級男子、女子ともに規則 A4「 低得点方式 」を適用する。
- 17.2 レーザー級、レーザーラジアル級、及び R S - X 男子、女子は、最大 12 レースを予定するが、5 レースで成立とする。
- 17.3 各艇の総合得点は、全てのレースにおける得点の合計とするが、5 レース以上 9 レース未満の成立した場合は、その艇の最も悪い得点を除外し、9 レース以上成立した場合は、最も悪い得点の 2 レースを除外したレースの得点合計で、順位を決定する。
- 17.4 指示 1 8 に違反した艇は、PTP(Penalty of tow Points)と記載され、2 点の得点ペナルティーが審問なしに課せられる。この申告違反によるペナルティーの合計得点は最終得点に加算される。同一日に出艇申告・帰着申告の両方をしなかった場合でも違反は 1 回分としてみなされる。

18 . 申告

レース艇はハーバークラブハウス前に用意した書式に出艇及び帰着時にサインをしなければならない。尚、リタイアした場合は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

19 . 安全規定

艇の乗員は離岸から着岸するまでの間、有効な浮力を持つライフジャケットを、着用しなければならない。

20 . 計測

- 20.1 艇または装備は、その艇の責任者により当該クラスに従うように維持されなければならない。
- 20.2 クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。水上では艇はレース委員会計測員により検査のため直ちに指定のエリアに進むことを指示されることがある。

21 . 支援艇（コーチボート）

- 21.1 支援艇は当日のレースの最初の予告信号から、全てのレースが終了、延期、中止になるまで決められたエリアに待機しなければならない。（資料2）
- 21.2 支援艇はレース委員会に乗員と支援艇の登録をしなければならない。
- 21.3 支援艇は主催者が用意した旗を、はっきり分るように掲揚しなければならない。
- 21.4 支援艇はハーバー内で主催者が決めたエリアに係留しなくてはならない。
- 21.5 支援艇は第三者賠償保険に加入しなければならない。
- 21.6 支援艇を操縦する者及び同乗者は、いかなる時も責任を持ち、競技の公平さに影響を与えるような不適切な行動、危険な行為、不適切な行為を行ってはならない。違反した場合には関係する艇にペナルティーを与える事がある。
- 21.7 レース委員会は荒天やその他の理由により支援艇に救助の要請をする場合がある。その場合、レース・コミッティー・シグナル・ボートに赤十字旗を掲揚し各支援艇に通達する。
- 21.8 レースとレースの間、または全てのレースが延期、及び中止された時、支援艇は選手に必要なサービスを提供するためにレースエリアに入ることができる。次のレースが予定されている場合はそのレースの予告信号が発せられると同時にレースエリア外に出て決められた場所で待機しなければならない。
- 21.9 支援艇は下記を除いて電子機器を搭載してはならない。
 - マリン VHF ラジオ（救助と危険な場所のみ使用可）
 - 計時装置
 - 手持ち風速計・手持ち風向計・及び手持ちGPS
 - ボートとエンジンの安全操作上に限定される電子機器（P・C）
 - カメラ及びビデオカメラ
 - テープレコーダーまたはデジタルボイスレコーダー
 - 電子安定装置付双眼鏡
- 21.10 海上にいる間、支援艇は 21.9 で許可した物を除き、無線通信又は受信ができる機器を搭載してはならない。ただし携帯電話はこの規定に含まれない。

2.2. ごみの処分

レース艇及び支援艇は水中にごみ等を捨ててはならない。

2.3. 運営艇

運営艇の表記は下記の通りとする。

レース・コミッティー艇	ピンク色旗
プロテスト艇	グリーン色旗

2.4. 責任の否認

競技者は、自己の責任において大会に参加するものとする。

主催団体、レース委員会、またはこの大会に関わる運営役員、ボランティアは競技の大会前、大会中、大会後の死亡、怪我、病気またはその他の物質的な損害について責任を否認する。

2.5. 賞

本大会の上位から 2008 年度ナショナルチームを以下の通り決定する。

レーザー級 3 艇

レーザーラジアル級 3 艇

RS : X 級男子 2 艇 オリンピック国枠獲得者を含め 3 艇

RS : X 級女子 2 艇 オリンピック国枠獲得者を含め 3 艇



本事業は日本スポーツ振興センターの助成を受けて実施されます